

令和5年度第2回福岡県交通対策協議会 議事概要

- 1 日時 令和5年8月24日(木) 10時30分～11時20分
- 2 場所 博多サンヒルズホテル 2階 瑞雲の間 A (福岡市博多区吉塚本町13番55号)
- 3 議事 [報告事項]
 - (1) 令和5年度第1回福岡県交通対策協議会 書面議決結果について[協議事項]
 - (2) 福岡県交通ビジョン2022別冊(福岡県地域公共交通計画)の原案について
 - (3) パブリックコメントの実施について

4 議事概要

(1) 令和5年度第1回福岡県交通対策協議会 書面議決結果について

事務局から令和5年第1回福岡県交通対策協議会の書面議決の結果について、報告を行った。

○委員からの主な意見

(清水委員代理(松木課長))

フィーダー系統の国の補助金を受けるためには、県が作成する地域公共交通計画とは別に、市町村が作成する地域公共交通計画が必要であるため、市町村にも地域公共交通計画の作成を促していくという認識でよいか。

また、今回「福岡県バス対策協議会」を「福岡県交通対策協議会」の部会と位置付け、毎年別紙を作成するという説明だったが、別紙の作成については、この場(福岡県交通対策協議会)で協議するわけではなく、「福岡県バス対策協議会」で協議し、その結果を「福岡県交通対策協議会」で報告するという認識でよいか。

(事務局)

市町村単位もしくは、近隣の複数市町村が地域の実情に応じて、作成するものと考えている。

広域的な調整もしくは対応が必要となる場合は県としても協力したいと思う。

おっしゃるとおり、別紙の作成については、「福岡県バス対策協議会」で議論し、「福岡県交通対策協議会」へ報告するという形をとらせていただく。

(清水委員代理(松木課長))

今回、県で地域公共交通計画を作成されることで、市町村が作成しなくてよいと考えることがないように県の方から地域公共交通計画未策定市町村に対し、計画を作成するよう引き続きアナウンスしていただきたい。

(河津委員)

フィーダー系統等の補助については、各地域の公共交通計画の作成が必要となる。福

岡運輸支局が各地域の法定協議会等に参加しているので、国の方からも、各自治体に対しては、助言等していきたいと思っている。

(上符委員)

令和5年4月に改正され、10月以降施行される地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の趣旨を踏まえた形で、今後、バスのみならず鉄道についても持続可能な地域交通をつくるための議論・取組の実施をお願いしたい。

(河合委員)

鉄道の場合、路線ごとの個別性が大変強くなっているため、基本的には各路線ごとに議論をしていく形になると思うが、個別性だけを見ていると、大局が見えなくなってくるので、福岡県をはじめとして、支援や議論の場を設置していただければと思う。

(2) 福岡県交通ビジョン2022別冊（福岡県地域公共交通計画）の原案について

事務局から、福岡県交通ビジョン2022別冊（福岡県地域公共交通計画）の原案について、説明を行った。

○委員からの主な意見

(稲永委員)

福岡県交通ビジョン別冊（案）5ページの達成状況の評価に関して、特に平均収支率と財政負担額の令和8年度目標値はどのような計算で設定されているのか。

(事務局)

乗合バス利用者数については、交通ビジョン2022を策定した際に、設定した目標値を再掲している。

平均収支率と財政負担額は、令和元年度数値を目標値として設定している。

これは、乗合バス利用者数の目標値が令和元年度数値の維持となっているので、同様に平均収支率と財政負担額も令和元年度の維持を目指すという考え方にしている。

(3) パブリックコメントの実施について

事務局から、パブリックコメントの実施について、説明を行った。